

締約国に関する情報 ML	マ リ 一 般 情 報	附属書 B 1 ML
国内官庁の名称	African Intellectual Property Organization (OAPI) (アフリカ知的所有権機関)(OAPI)(附属書B2参照)	
マリの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、アフリカ知的所有権機関(OAPI)又はWIPO国際事務局(附属書C参照)	
マリが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	アフリカ知的所有権機関(OAPI)(II巻参照)	
マリを選択できるか?	できる(PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	OAPI特許, OAPI追加証, OAPI実用新案	